

令和 2 年 2 月 3 日
新潟市契約課
水道局総務部技術管理室

入札参加者各位

現場代理人の兼任について（お知らせ）

現場代理人の兼任については、新潟市発注工事と新潟市水道局発注工事との兼任を認めておりませんでした。下記のとおり兼任を認めることといたします。

記

1. 兼任を認める条件

各発注者が規定する兼任を認める要件を全て満たす工事で、新潟市発注工事 1 件、水道局発注工事 1 件の 2 件まで兼任を認めます。

【兼任要件】

▶ 新潟市発注工事

本市発注の工事で次の①又は②のいずれかの条件に該当する場合、現場代理人の兼任を認めますが、1人の現場代理人に対して同時期に認められるのは①又は②のいずれか一方の場合のみです。

① 新潟市発注工事の当初契約金額の合計が7,000万円未満の工事5件まで兼任できます。（1件3,500万円未満、工種は問わない）この場合の合計金額は当初契約金額の合計金額で判断し、変更により合計金額が規定額を超えても継続して兼任できます。

② 新潟市発注工事で、兼任する工事現場が同一又は近接しており、かつ工事内容に関連性がある場合で、兼任してもその影響が比較的少ないと工事発注所属長が認めた工事（金額の上限なし。発注時に特記仕様書に示した工事に限る。）5件まで兼任を認めます。

▶ 水道局発注工事

新潟市水道局発注工事で、次のいずれかの条件に該当する場合、現場代理人の兼任を2件まで認めます。

- ① 2件とも当初契約額が1,000万円未満の工事である場合
- ② 隣接・近接する工事の場合^{※1}
- ③ 現場作業の無い期間が1ヵ月以上継続する工事と別の工事の場合^{※2}
- ④ 工場製作のみが1ヵ月以上継続する工事と別の工事の場合^{※2}

※1 現場代理人が一体的に管理できる範囲内の工事で、現場間の距離が1工区程度（200m～300mを目安）以内の工事とします。

※2 兼任が可能な期間は、現場作業がない期間または工場製作のみの期間とします。

【兼任できる例】

新潟市発注の1,000万円未満の工事1件と水道局発注の1,000万円未満の工事1件の合計2件

注：新潟市発注工事のみの場合は5件まで兼任できますが、この場合は水道局通知により2件までの兼任となります。

2. 手続き

新潟市及び新潟市水道局のそれぞれに現場代理人兼任の届出を提出する必要があります。承認後は双方に承認通知書の写しを提出してください。

3. 適用日 令和2年4月1日以降契約するもの